

諸外国における障害のある子どもの教育

企画部調査・国際担当・国別調査班

要旨：本稿は、国立特別支援教育総合研究所が毎年行っている諸外国の障害のある子どもの教育に関する基礎情報の調査結果を報告するものである。対象国は、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカである。調査内容として、障害者権利条約の批准状況、国土面積、人口、人口密度、一人当たりのGDP、教育システム、対象国の教員一人当たりの幼児児童生徒数等の基本的な情報を国連本部統計部局等から公表される資料及び統計データからまとめた後、日本の特別支援教育システムに合わせて「特別な学校」、「特別な学級」、「通常の学級」という枠組みで整理を行った。注目すべき事象として、2014年9月にイギリスが従来の判定書(Statement)をEHCプラン(Education, Health and Care Needs assessment and plans)へ移行し、早期と学齢期にそれぞれ2種類あった通常教育における4つの支援を1つのSENサポートにまとめるなど、大きな改革が実施された。その一方で、2014年内に実施が計画されていた欧州特別支援教育機構(European Agency for Special Needs and Inclusive Education)の新たな枠組みによる欧州各国の特別支援教育データの更新は2015年2月現在で行われておらず、従来の枠組みで2年毎に更新されてきたデータも掲載されていなかった。なお、我が国が2014年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、同条約第35条に定められた国連の障害者の権利に関する委員会への報告書について各国の提出状況と第24条教育に関する報告内容について新たに記述を加えることとした。

見出し語：諸外国、障害のある子どもの教育、国際比較、統計情報

I. はじめに

本稿は、国立特別支援教育総合研究所が毎年度行っている諸外国の障害のある子どもの教育に関する基礎情報の調査結果を報告するものである。この報告は、特総研ジャーナルの創刊に合わせて掲載を開始したものであり、以来、毎年度、基本的な記述の枠組みを維持しながら、そこに記述する内容や統計情報を更新している。なお、教育制度に関する情報が更新されない場合や更新情報が入手できなかったものは、前年度と同じデータを、現時点で確認可能な範囲で最新のデータと位置づけて記述している。これにより、本文自体も更新のないものは再掲することで、毎年度の報告単体で、その時点における諸外国の障害のある子どもの教育の状況の全体像が把握できるように考えている。本年度は欧州特別支援教育機構(European Agency for Special Needs and Inclusive Education)が、新たな枠組みで欧州各国の

特別支援教育データの更新を行う計画を発表(European Agency for Special Needs and Inclusive Education, 2014)していたが2015年2月現在でデータは公開されていない。このため、これを主たる情報源としてきたドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンの統計データの一部は昨年度の報告の数値を再掲することとした。

創刊号からの方針のとおり、毎年度、基本的に同一のフォーマットで諸外国の状況を報告するため、ある程度のデータが蓄積された段階で、その経時的変化を捉えた報告をすることも考えている。

まず、調査結果の報告に先立ち、その背景にある情報として、国連障害者権利条約の批准の現状について紹介する。

障害者権利条約本文に署名した国と地域は159、批准を済ませた国と地域が152、選択議定書に署名した国は92、批准を済ませた国が85であった(United Nations, 2015年2月26日現在)。この1年で条約本

諸外国の状況調査

文の批准が11ヶ国、選択議定書の批准は6ヶ国の増加となった。

日本は、2014年1月20日に141番目（地域としてのEUを含む。）の批准国となったが、同条約35条によれば、各締約国は条約に基づく義務を履行するためにとった措置とその進捗を障害者の権利に関する委員会に報告する義務を負うことになっており、我が国は2016年2月までに同報告書を提出することになる。そこで本稿のⅣの4では、各国の国連の障害者の権利に関する委員会への報告書の提出状況と第24条の教育に関する報告内容について報告する。

我が国の障害者権利条約の批准に向けた検討作業では、2012年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」について報告がなされた。本研究所が同報告の検討過程で提供した諸外国の障害のある子どもの教育に関する調査資料は、同報告の参考資料とされており、諸外国における障害のある子どもの教育に関する情報の収集と分析はナショナルセンターの役割の一つとして重要性が高いと考えられる。

Ⅱ. 目的

オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカを対象として、各国の基本情報、通常の学校教育に関する情報、障害のある子どもの教育に関する情報を収集し、国際比較ができる形で整理すること。

Ⅲ. 方法

調査グループ（国別調査班）を構成し、各国の政府が提供する統計データ、法律、制度に関する情報を収集する。さらに、国連などが提供する人口、就学者数、経済指標などの共通の基礎情報を加えて国際間の比較がしやすいように整理した上で、それぞれの特徴を検討する。

1. 国別調査班の構成

アメリカ班、イギリス班、イタリア班、ドイツ班、フランス班、オーストラリア班、アジア班、北欧班の8つの国別調査班を構成する（組織は巻末に記載）。

2. 調査項目

調査項目は、以下のとおりである。

- 1) 基本情報（面積、人口、国民一人当たりの国民総生産（以下「GDP」）
- 2) 通常の教育に関する基本情報
 - (1) 学校教育に関わる法令
 - (2) 近年の教育施策の動向
 - (3) 教育システム
 - (4) 学校（児童数、学校数、学級サイズ、教員数）
- 3) 特別支援教育（障害のある子どもの教育）に関する基本情報
 - (1) 特別支援教育に関わる法令
 - (2) 近年の特別支援教育施策の動向
 - (3) 対象とする障害カテゴリー
 - (4) 障害のある子どもの教育の場
 - (5) 就学手続き

Ⅳ. 結果と考察

以下に、それぞれの項目について各国の情報を示す。

1. 基本情報

表1に、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカのそれぞれの基本情報を記述した。

基本情報は、国土面積、人口、人口密度、一人当たりのGDPである。これらは国連本部統計部局（UN Statistics Division）、世界銀行（The World Bank）から公表される資料及び統計を入手して表にまとめたものである。それぞれの情報源と注意事項などは表中に記してある。

表1 各国の基本情報^{1)・2)}

		オーストラリア (連邦)	中国	フィンランド	フランス	ドイツ(連邦)	イタリア	日本	ノルウェー	韓国	スウェーデン	イギリス	アメリカ
面積	km ²	7,692,024	9,596,961	336,855	551,500	357,137	301,339	377,930	323,787	100,188	450,295	242,495	9,833,517
人口	千人	23,131	1,357,380	5,439	63,794	80,652	60,234	127,339	5,080	50,220	9,600	63,896	309,326
人口密度	人/km ²	3	141	16	116	226	200	337	16	501	21	263	32
一人当たりのGDP	US\$	67,458	6,807	49,147	42,503	46,269	35,926	38,634	100,819	25,977	60,430	41,788	53,042
上に占める一人当たりの教育費の割合	上段：初等教育(%) 下段：中等教育(%)	20.2 18.0	- -	21.1 36.2	18.4 28.0	18.3 24.7	22.8 23.9	23.4 25.3	21.1 27.3	23.5 24.9	27.6 31.9	26.4 33.8	22.1 24.3

1) (出典) 面積、人口、人口密度は、UN Statistics Division, Demographic Yearbook 2013, pp.58-66, <http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/dyb/dybsets/2013.pdf> より作成。2013年のデータ。人口は、アメリカが2010年で在外軍人等を含まない数字、それ以外は2012年の推計値として示された値。人口密度は、アメリカのみ本表の計算値による。

2) (出典) GDP、及び一人当たりの教育費は、The World Bank, Indicators, <http://data.worldbank.org/indicator/> の「Education」「Economy & Growth」より作成。GDPは2013年、教育費の割合は、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカが2010年のデータ、その他は2011年のデータ。

国家としての教育事業を考える時、その国の人口、面積は、その実施を特徴づけるものの一つと思われる。また、国の経済指標と、教育予算の占める割合を知ること重要と考えた。

人口密度については、日本と韓国は1平方キロメートル当たり300人を超えている。他方、オーストラリア、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、アメリカは、40人を下回っている。

一人当たりのGDPは中国、韓国、ノルウェーを除くと\$35,000から\$68,000程度の範囲である。中国がこれらの国の1/10程度、韓国が1/2から1/3程度、ノルウェーはおよそ1.5倍から3倍程度であった。表1の最下段は、一人当たりのGDPに占める教育費の割合

を初等教育と中等教育に分けて示したものである。中国のデータは無いが、それ以外の国は初等教育に18%~28%、中等教育に18%~37%程度となっており、数値は前回とほぼ同様であり、国別に大きな差異はみられない。なお、前年度に比べて人口の減少が見られたのはドイツ、イタリア、日本、韓国、アメリカであった。

2. 通常の教育に関する基本情報

各国の通常教育の状況を表2に示す。この表は、ユネスコ統計研究所(UNESCO Institute for Statistics)のデータベースを利用して入手したデータをもとにまとめ直したものである。教育システムの理解とし

 表2 通常の教育に関する基本情報¹⁾

		オーストラリア (連邦)	中国	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	ノルウェー	韓国	スウェーデン	イギリス	アメリカ
就学前教育	開始年齢	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	年限(年)	1	3	4	3	3	3	3	3	3	4	2	3
義務教育	開始年齢	6	6	7	6	6	6	6	6	6	7	5	6
	年限(年)	10	9	10	11	13	12	9	10	9	9	11	12
	修了年齢	15	14	16	16	18	17	14	15	14	15	15	17
前期中等教育	開始年齢	12	12	13	11	10	11	12	13	12	13	11	12
	年限(年)	4	3	3	4	6	3	3	3	3	3	3	3
後期中等教育	開始年齢	16	15	16	15	16	14	15	16	15	16	14	15
	年限(年)	2	3	3	3	3	5	3	3	3	3	4	3
教員一人当たりの児童生徒数 ²⁾	就学前	-	23	11	21	10	12	26	-	21	10	19	14
	初等教育	-	18	14	18	12	10	17	-	18	10	18	14

1) (出典) UNESCO Institute for Statisticsよりデータを入手して作成。データが揃った2012年で統一した。韓国の就学前教育開始年齢は、2009年まで5歳であったものが2010年から3歳となっている。

2) 2012年のデータ(ただし、イタリアとスウェーデンは2007年、韓国は2011年のデータが最新)。教員とは、Teaching Staffであり、公立と私立、フルタイムとパートタイムを含んだ数。なお、教員一人当たりの児童生徒数は、法律等で規定された学級サイズではない。

諸外国の状況調査

て、義務教育の開始年齢、義務教育年限、修了年齢、就学前教育、前期中等教育、後期中等教育の開始年齢と年限を示した。

これらの国々において初等教育は、義務教育の中に含まれているため、表には、就学前教育、義務教育、及び前期中等教育を示し、初等教育の年齢は表中から除いている。日本の義務教育期間は初等教育の開始年齢から前期中等教育の終了学年までであるが、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリスと多くの国々は義務教育の終了年齢が後期中等教育の途中の学年となっている。なお、アメリカの義務教育年限は州により異なっており9年～12年(文部科学省, 2013, p.338)とされる。対象国の教員一人当たりの幼児児童生徒数の平均は、就学前が17人、初等教育が15人と、前回同様であった。フィンランド、ドイツ、スウェーデンは、就学前が10人あるいは11人であり、中国と日本はそれぞれ23人、26人と多い。初等教育の教員一人当たりの児童生徒数はイタリアとスウェー

デンが10人であった。なお、表には示さなかったが、上記の UNESCO の統計データに原級留置(repeaters)の割合の数値があったのは中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリアであった。なお、韓国の就学前教育開始年齢は、2009年まで5歳であったものが2010年から3歳になり、これに合わせて就学前教育の年限も3年間となっている。この状況は最新の情報においてもこれまでのところ変化はみられない。

3. 障害のある子どもの教育に関する基本情報

それぞれの国の障害のある子どもの教育の場について表3に示す。2014年内に実施が計画されていた欧州特別支援教育機構の新たな枠組みによる欧州各国の特別支援教育データの更新は2015年2月現在で行われておらず、従来の枠組みで2年毎に更新されてきたデータも掲載されていなかった。このため、表3の部分において、これを主たる情報源としてきたドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンの

表3 特別なニーズのある子どもの教育に関する基本情報通常の教育に関する基本情報¹⁾

		オーストラリア (NSW州) ²⁾	中国 ³⁾	フィンランド ⁴⁾	フランス ⁵⁾	ドイツ ⁶⁾	イタリア ⁶⁾¹¹⁾	日本 ⁷⁾	ノルウェー 6)13)	韓国 ⁸⁾	スウェーデン ⁶⁾	イギリス ⁹⁾	アメリカ ¹⁰⁾
国連障害者権利 条約 ¹⁾	上段：署名年月日	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2007/9/28	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2007/3/30	2009/7/30
	下段：批准年月日	2008/7/17	2008/8/1	未批准	2010/2/18	2009/2/24	2009/5/15	2014/1/20	2013/6/3	2008/12/11	2008/12/15	2009/6/8	未批准
同選択議定書 ¹⁾	上段：署名年月日	署名無し		2007/3/30	2007/9/23	2007/3/30	2007/3/30				2007/3/30	2009/2/26	
	下段：批准年月日	2009/8.21	未署名	未批准	2010/2/18	2009/2/24	2009/5/15	未署名	未署名	未署名	2008/12/15	2009/8/7	未署名
特別な学校	児童生徒数	5,064	177,195	5,173	79,217	377,922	1,835	67,173	1,881	25,138	501	81,740	190,314
	割合(%)	0.67	0.13	0.96	0.61	4.34	0.03	0.65	0.31	0.29	0.06	0.99	0.35
特別なクラス	児童生徒数	15,721	3,374	11,527	75,905			174,881	3,201	45,181	12,115		
	割合(%)	2.08	0.0024	2.13	0.59	不明 ¹²⁾	無し	1.70	0.52	0.53	1.37	不明 ¹⁵⁾	¹⁶⁾
通常の学級	児童生徒数	72,000	187,534	149,400	163,255	102,102	187,728	77,882	47,097	15,930		1,295,031	5,519,252
	割合(%)	9.53	0.13	27.64	1.27	1.17	2.58	0.76	7.65	0.19	不明 ¹⁴⁾	15.68	10.05
対象全体	割合(%)	12.28	0.26	30.73	2.47	5.51	2.60	3.11	8.47	1.01	1.42	16.67	10.61
全児童生徒	人	755,346	139,731,576	540,477	12,886,120	8,708,531	7,278,018	10,300,120	615,973	8,553,772	886,487	8,258,845	54,905,240

- (出典) 国連障害者権利条約及び選択議定書の署名と批准は、United Nations enable, Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications, <http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166>より (2015/2/27現在)
- (出典) オーストラリアはIN BRIEF MIDYEAR CENSUS, 2013: Statistical Bulletin, Schools and Students in New South Wales, 2013; Special education classes and provisions, NSW Department of Education and Communities, 2013, Office of Education (2014) Schools and students in NSW: 2013 statistical bulletinによる。なお、今回からデータは障害種別の内訳のある州立学校に限定し、通常の学級の数値に学習困難などへの対応を加えた。なお、就学者数はFull-time換算となっている。
- (出典) 中華人民共和国教育部の各级各类学历教育学生情况(2014.12)及び特殊教育基本情况(2014.9)による。なお、集計は小・中学校のデータ。
- (出典) フィンランドは、Statistics Finland, Education 2013による。Special Education は、Special Supportあるいは、Special-needs supportと名称が変更された。さらにIntensified supportあるいはEnhanced supportという支援の枠組みが新たに導入された。通常の学級のデータは、そこで行われるPart-time special-needs education, remedial teaching等を含めた数値。
- (出典) フランス Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche: RERS 2014による。データは幼稚園から高等学校年齢を含む。特別な学校のデータは厚生省系の管轄となる教育施設である。
- (出典) ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンは、<http://www.european-agency.org/SNE/CountryData> 2012 から2010-2011年のデータによる。現時点で入手可能な最新のデータである。次の更新は、データ収集の枠組みを変更して2015年の早い時期とされたが、2015年2月時点で公表されていない。
- (出典) 日本は、義務教育段階の統計であり、特別支援教育資料(平成25年度) p.3による。義務教育段階のデータであり、幼児児童生徒全体では2.4%となっている。
- (出典) 韓国は、特殊教育年次報告書2013による。学齢期全体。なお、学齢期全体の人数は2011年度のデータである。
- (出典) イギリスはDfE: Schools, Pupils and their Characteristics, January 2014, Statistical First ReleaseとDfE: SPECIAL EDUCATIONAL NEEDS IN ENGLAND, January 2014, Statistical First Releaseによる。
- (出典) アメリカはthe IDEA Data Center (IDC): <https://www.ideadata.org/>による。特別な学校は、分離型学校と寄宿施設の合計。このほかに家庭・病院に24,723人(0.045%)がある。対象全体は、矯正施設等を含む数値。現時点で公開されているのは2012年のデータが最新。
- イタリアは、法律によって特別な学校を廃止しているが、同資料によれば特別な学校が71校存在するとされる。
- ドイツにおける障害のある子どもの教育の場は、統計的には、特別な学校のほかには通常の学級のみである。上記の他に軽度の障害や学習の困難への支援の枠組みの存在があるとされるが統計は見出せなかった。
- ノルウェーの特別なクラスの統計には、2010年まで、通常の学級に在籍して部分的に特別なクラスに通う子どもを含めていたが、2011年より、これを通常の学級に含めて集計している。
- スウェーデンは通常の学級に多くの障害のある児童生徒が存在するとされるが、同資料には「当該データは存在していない」とされる。
- イギリスの特別なクラスは退学処分やその他の恐れのある問題行動のためのPupil Referral Unitsがある。これは特別な教育ニーズとして位置づけられている。障害種別の特別なクラスの存在については9からは不明であるが、上記6)のSNE Dataによれば、15,490人が在籍するとされる。
- アメリカは障害のある子どもの統計データが、通常の学級で過ごす時間の割合で示されている。このため通常の学級のデータとして集計した。

統計データは昨年の数値を再掲することとした。また、アメリカの IDEA Data Center (IDC) のデータも 2013 年以降の更新が掲載されておらず、昨年の数値を再掲した。

さて、我が国では特別支援教育は全ての学校で行われることになっているが、特別支援教育資料に統計データが示されているのは「特別支援学校」、「特別支援学級」、「通級による指導」となっており、諸外国の基礎情報の整理について前回と同じ「特別な学校」、「特別な学級」、「通常の学級」という枠組みで整理することとした。

表3の第1行目と第2行目は、障害者権利条約の署名、批准を行った期日を記載した。この障害者権利条約は、必ずしも署名を経て批准を行う必要はなく、批准のみを行うこともできる。このため、表3のオーストラリアについて見ると選択議定書の署名なしに直接に批准（これを Accession と呼ぶ）が行われている。なお、我が国が2014年1月20日に障害者権利条約を批准したことにより、今回の対象国の中で権利条約本文に批准していないのはフィンランド、アメリカの2ヶ国となった（2015年2月26日時点）。それぞれの国で批准に向けた準備が進められていると推測されるが、表3の注釈にあるように、フィンランドでは、Special Education という呼称を、Special Support, あるいは Special-needs Support と変更しており、さらに、Intensified Support, あるいは Enhanced Support という支援の枠組みを新たに導入している。

以下、対象児童生徒についてみると、中国の対象児童生徒の割合が0.26%と他の国に比較して少ないことがわかる。その他の国を観察すると、全ての対象児童生徒が全体の3%程度以下の国（フランス、イタリア、日本、韓国、スウェーデン）と5~8%程度の国（ドイツ、ノルウェー）、10%程度の国（オーストラリアの NSW 州、アメリカ）、17%程度を超える国（イギリス、フィンランド）に分けることができる。

ところで障害の発生率が国際間で大きく変わらないとすれば、3%以下のグループは、障害への対応が中心であり、10%前後からは学習困難への対応が加わると考えられる。とりわけ、イギリスやフィン

ランドの例は、学習の躓きにまで支援の対象を広げていると考えられる。すなわち、イギリスは、SEN サポート（旧 School Action 等）と呼ばれる学校全体への支援の枠組みの適用があり、フィンランドでは障害と認定される程度でなくても必要に応じて特別な教師による指導が柔軟に実施される General Support, Intensified Support, そして Special Support の枠組みと、それを実現するための Part-time 特別なニーズ教育や Remedial Teaching 等の存在がある。

1) 特別な学校について

学校が障害のある子どもを含む全ての人に開放される法律を持つイタリアを除けば、在籍する児童生徒の割合については中国の0.13%が少ない。ただし、中国は全ての支援対象児童生徒の割合が0.26%程度と小さいことから、今後、量的に増加する可能性があることに留意する必要がある。

これとは反対にドイツの特別な学校における在籍の割合は4.34%と数値が高い。ノルドラインヴェストファーレン（NRW）州では、言語面、学習面、情緒面における ニーズが、障害のある子どもの約75%を占める（国立特別支援教育総合研究所, 2009, p.49）とされており、このことから、他の多くの国々においては通常学校で支援を受けるであろう子どもが特別な学校に在籍しているとも予想される。その NRW 州では2005年に従来の Sonderschule（分離学校）を Förderschule（支援学校）と改編し、これを通常教育の学校と位置づけた（国立特別支援教育総合研究所, 2009, p.47）との記述が紹介されている。

一方、フランスでは、学業困難の児童生徒の教育を行う「適応教育（adaptation scolaire）」と呼ばれるシステムがある。フランスではこれを通常教育システムに分類している。その一方で、特別な学校は厚生省系の管轄となる教育施設の数値である（ただし、個別就学計画に基づいて、施設内で国民教育省の教員による指導が行われる。）。

2) 特別な学級について

特別な学級の存在の統計が公表されている国々（オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン）と、それ

諸外国の状況調査

らの存在が統計上に見いだせない国々（イギリス、アメリカ）及び無しとされた国（イタリア）があった。

また、既に述べたようにノルウェーが、これまで「特別なクラス」に計上していたデータを「通常の学級」のデータへ変更する事実もあった。

アメリカの統計の例を参考にすれば「特別な学級」にせよ「通常の学級」にせよ、国別の比較を進めるためには、例えば、支援を受ける場と過ごす時間などの実態が明らかになるデータが望まれる。

3) 通常の学級について

対象児童生徒の割合が高い国は、通常の学級に在籍する割合が大きい。別の言い方をすれば、対象児童生徒の割合が高い国は、対象者の多くが通常学級において支援対象となっている。この例外はドイツである。支援対象の8割が特別な学校の在籍で占められている。

通常の学級での支援は、2つに分かれる。1つは、特別な支援の場が通常の学級でない場合である。もう1つは、特別な支援の場も通常学級にある場合である。日本のデータは、通級による指導であるため、前者となる。支援の対象が10%程あるアメリカもリソースルームに通級するため前者である。これに対して17%~20%程度を超える対象をもつイギリス、フィンランドは、通常学級内での支援の仕組みを合わせ持っている。OECDの国別比較用カテゴリー（OECD, 2000, 2004, 2005）で言えば、カテゴリーBの学習困難への支援の制度を持つ国と考えられる。

今回の集計では、オーストラリアのNSW州について、学習困難への支援を加える形で作表したが、今後は、我が国の約6.5%の数字を含めたデータの取り扱いが課題となると考えられる。

4. 障害者権利条約の第35条に定められた各国の国連の障害者の権利に関する委員会への報告書の提出状況

条約の35条によれば、各締約国、すなわち批准した国は条約に基づく義務を履行するためにとった措置とその進捗を障害者の権利に関する委員会に報告する義務を負うとされる。まず最初は条約が自国内

で効力を生じた後2年以内に国連事務総長を通じて同委員会へ報告する（同条の1）ものである。ここでは、各国の国連の障害者の権利に関する委員会への報告書の提出状況と第24条の教育に関する報告事項について報告する。

報告書提出のガイドライン（障害者の権利に関する委員会、2009）によれば、第24条の教育については以下のような内容が求められている。

1. 早期教育（early-stage education）、義務教育である初等中等教育、高等教育へのアクセスを保证するための施策
2. 早期教育に在籍する障害のある男児、女児の数に関する情報
3. それぞれの教育段階における男児と女児の教育の著しい差異に関する情報と、それを助長する政策や法律の有無
4. 効果的な教育と完全な包容を保证するための個別の合理的配慮や支援、学校や教材が利用可能であることを保证する法律や施策
5. 点字、手話、拡大代替コミュニケーション、移動などが必要な子ども、大人、教員のための技術研修の提供
6. ろう者の言語的アイデンティティを促進するための施策
7. 教育が、一人一人に最も適した言語、方法、コミュニケーション手段、環境で行われるための施策
8. 教育に関わる職員への障害に関する十分な訓練を保证すること、また、障害のある人を教育チームに組み込むための施策
9. 高等教育段階の障害学生の数と割合
10. 男女別と専攻別の障害学生の数と割合
11. 生涯に渡る教育へのアクセスを保证するための合理的配慮の提供やその他の施策
12. 早期における障害とその教育ニーズの同定を保证する国の差策

（以上、障害者の権利に関する委員会、2009, pp.13-14より要約）

障害者の権利に関する委員会のWebサイトによれば、平成27年2月現在で報告書を提出している国は

78カ国であった。本稿の対象国で条約を批准して報告書を提出しているのはオーストラリア、中国、ドイツ、イタリア、韓国、スウェーデン、イギリスであった。提出された報告書へは、例えば、包容される教育を受ける障害のある児童生徒の数や割合の時間的推移（ドイツの場合）など、障害者の権利に関する委員会から、さらに詳しいデータについて提供が求められている。

5. 各国の個別の状況

これまで各国の状況を一覧にして示すことで、国際間の相異が、できるだけ明確に読み取れるよう工夫してきた。次に国ごとの記述を行う。具体的な内容として、対象とする障害種、就学基準や手続きについて記述する。また、一部ではあるが現時点で把握された近年の障害のある子どもの法令や教育施策の動向についても記述する。

1) オーストラリア

(1) 障害カテゴリー

オーストラリアにおける障害のある子どもの教育では、差別禁止法に基づいた規定が『教育における障害基準（Disability Standards for Education 2005）』（Australian Government, 2005）である。この中で障害とは身体的あるいは精神的機能が、部分的に、あるいはその全部が失われた状態等であることが説明されているが、具体的な障害名は記述されていない。また、学校教育において対象となる障害カテゴリーは各州で異なるため、ここでは、本研究所で調査対象としている New South Wales 州について紹介する。

2013年の Special education classes and provisions (NSW Department of Education and Communities, 2013) あるいは Statistical Bulletin (同) によれば、特別な学校 (special school, あるいは schools for specific purpose) の分類として「行動障害／情緒障害／精神疾患」、「病院学校」、「知的障害」、「その他」が挙げられている。同じく、支援クラス (support class) で対応する支援の分類として「情緒障害／精神疾患」、「自閉症」、「聴覚」、「視覚」、「身体 (physical)」、「中度・重度知的障害」、「重度知的障害」、「盲ろう」、「軽度知的障害」、「分類の重複 (中度から高度のニーズ)」

「自閉症と中度知的障害」、「言語障害」、「読み」、「個別指導」が挙げられている。そして、この支援クラスの支援の分類は、特別な学校の支援クラスの受け入れ分類としても用いられているが「視覚」と「盲ろう」については、通常学級の支援クラスでの対応がない。

(2) 就学基準・手続き

『教育における障害基準（Disability Standards for Education 2005）』には、障害のある子どもは、障害のない子どもと同じ教育の場で就学する権利を有すること、また、障害のある子どもが障害のない子どもと同じ教育の場で学ぶことを保障するために合理的調整 (reasonable adjustment) がなされる権利があることが示されている。

(3) 近年の動向

オーストラリア全体として、HCWA (the Helping Children with Autism) が実施されている。この取組には二つの構成要素がある。一つは、自閉症スペクトラム障害 (ASD) 児と一緒に働く教職員の専門性の向上、二つめは、両親と学齢の ASD 児の援助者が彼らの子どもの学校教師と管理職との生産的な協力を進展させるのを助けるためのワークショップの実施と情報提供である (National Institute of Special Needs Education, 2010, p.32)。

また、2012年から全体の対象が2.6倍の90,000人となっており、通常の学級には「統合支援予算プログラム」の支援で7,000人が在籍するとともに、加えて65,000人以上の付加的な学習や支援が必要な児童生徒への支援が行われているとされる (NSW Department of Education and Communities, 2013)。

なお、障害者権利条約については2008年7月17日に、また、同条約に関する個人通報制度等について定めている選択議定書については2009年8月21日に批准している。

2) 中国

(1) 障害カテゴリー

中華人民共和国教育部 (2014.9) の特殊教育基本統計では障害カテゴリーとして、前年度と同様に「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「その他の障害」を挙げている。また、表3に示したように、中国の

対象児童生徒の割合が0.26%程度となっている。

(2) 就学基準・手続き

特別な学校(特殊教育学校)、特別なクラス(特教班)、通常学級に在籍して学ぶ「随班就読」がある。

障害の種類と程度を公衆衛生部局が判定する。障害のある子どもたちの学習能力の評価は、教育部局が地域の障害者連盟と協力して実施し、親への助言が行われる。就学については、障害のある子どもたちの親、または法律上の親権者が最終的な決定を行う(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)とされる。

学齢児になった子どもの「就学免除」、「就学猶予」は、父母またはその他の保護者によって県等の教育主幹部門または町の人民政府に申請される。このとき身体が原因の就学免除、就学猶予は、県等の教育主幹部門の指定した医療機関での証明が必要となる(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)。

特別な学校では義務教育段階の児童生徒は学費が免除される。また、家庭生活が困難な場合については雑費も減額される。地方政府は助成金を作り、経済困難な児童生徒の就学について援助する(特殊教育学校暫行規程第57条)とされる。また、通常学級では個別教育プログラム、リソースルーム利用、特別な学校の教員による支援や情報支援機器の使用が行われるとされる(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)。

(3) 近年の動向

近年の動向として、中・西部の人口30万人以上の特別な学校のない地域における特別な学校の設置、通常の学校で学ぶ障害のある児童生徒の支援システムの構築と強化、障害のある人の職業教育の発展、2009年の第4回国家特殊教育ワーキングカンファレンス開催、並びに中華人民共和国国务院事務室による国务院通知41の通知、2010年の国家中長期教育改革と発展計画(2010~2020)の策定などが挙げられる(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.32)。

2012年から2014年では、特別な教育の対象が425,613人(2012)、378,751人(2013年)、そして368,103人(2014年)となり、合わせて57,510人減少してい

る。内訳で見ると、特別な学校が12,986人増加(2012-2013年)し、その後1,803人減少(2013-2014年)していた。2012年から2013年では小学校段階の随班就読が41,657人、中学校段階の随班就読が17,505人減少していた。特別なクラスは3,000人程度で数も少なく、この期間で大きな変化はなかった。

なお、障害者権利条約を2008年8月1日に批准している。選択議定書は署名、批准共にしていない(UN enable, 2015/02/26確認)。

3) フィンランド

(1) 障害カテゴリー

「軽度知的障害(mild mental impairment)」、「中度または重度知的障害」、「聴覚障害(hearing impairment)」、「視覚障害(visual impairment)」、「身体そしてその他の障害」、「自閉症及びアスペルガー症候群」、「嚥下障害(dysphasia:ここでは言語発達、言語理解、発声、学習に困難のある状態や巧緻性、情緒、注意の集中に課題のある状態)」、「情緒または社会的障害」、「その他の障害」(European Commission, Organization of the education system in Finland 2009/2010, pp.198-199)とされる。

(2) 就学基準・手続き

基礎教育法(Basic Education Act)は、2010年に改定されて、就学の決定は、Special-needs Support(特別ニーズ支援)の内容の決定という形で、教育サービスの提供者あるいは、子どもの居住する市の教育委員会が行う。この支援内容の決定にあつては、本人、親あるいは、親権者の意見を聞く義務(shall hear)があるとともに、多種の専門家によって準備された報告を得ることが必要とされる(2010年の改定 Basic Education Act)。基礎教育法の改定前は、就学先決定は、Special-needs Educationへの直接の措置であり、保護者はこの相談を受ける義務(shall be consulted)があり、可能であれば、医学的なあるいは社会面の評価が作られるべきである、となっていたものである(2004年の改定 Basic Education Act)。

(3) 近年の動向

フィンランド統計局による“Special education 2011”には、2010年まで Special Education と呼ばれた部分は2011年には Special Support と呼ぶことにしている

ことが記載されている。通常学校で必要があれば、まず General Support が行われ、それでも十分でなければ Intensified Support が行われ、さらに Special Support が行われる。

基礎教育法 (Basic Education Act) が2010年に改正されており、17章にあった Special-needs Education が、Special-needs Support と変更になり、Enhanced Support (前掲書では、Intensified Support と紹介されている。)という支援の枠組みが新たに導入されている。Special-needs Education という用語は、Special-needs Support の一つの形式とされる。

2011年では8.1%、2012年では7.6%の子どもが Special Support の対象に措置されている。2011年からは、これに加えて、Intensified Support が登場して、2011年には3.3%、2012年には5.1%が支援を受けている。

なお、障害者権利条約の署名は行っているが批准には至っていない。選択議定書は署名していない (UN enable, 2015/02/26確認)。

4) フランス

(1) 障害カテゴリー

教育省管轄は特別なクラス (CLIS: classes pour l'inclusion scolaire) の分類として「認知的障害 (知的障害)」、「聴覚単一障害」、「視覚単一障害」、「単一運動障害と複数障害」の四つが挙げられている。その一方で教育省管轄の CLIS と厚生省系管轄の教育施設に実際に受け入れられている障害カテゴリーは「知的・認知障害 (自閉症を含む)」、「精神疾患」、「言語と発話の障害 (学習障害)」、「聴覚障害」、「視覚障害」、「内臓疾患」、「運動障害」、「複数障害の合併」、「重複障害 (重度重複)」とされている。なお、教育省管轄の学校には「重複障害 (重度重複)」は存在していない (フランス教育省, 2012, p.29)。このほか適応教育 (adaptation scolaire) と呼ばれる学業不振児や行動障害児のための教育部門が存在する。

(2) 就学基準・手続き

2005年2月11日障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法の成立以降、義務教育年齢になると、保護者は、居住地に最も近い通常学校へ学籍を登録する (フランス教育法典 L.112-1) ことにな

る。この学校が学籍校 (établissement de référence) となる。学籍登録を申請された学校は、障害を理由に、これを断ることはできないが、この学籍の登録は、子どもが、そのまま、その学校へ入学することを意味していない。学籍登録の後で作られる『個別の就学計画 (PPS)』にしたがって、保健省管轄の教育施設や施設内の学校ユニット (unité d'enseignement) (arrêté du 2-4-2009 - J.O. du 8-4-2009) で教育を受けたり、家庭において国立遠隔教育センター (CNED: centre national d'enseignement à distance) の通信・訪問教育などで教育を受けたりする。しかし、通常学校外で教育を受けている場合にも、この学籍が保持される (フランス教育法典 D.351-4)。

(3) 近年の動向

2010年6月の通達 (la circulaire du 18 juin 2010) により、中等教育段階の特別な学級である UPI (Unités pédagogiques d'intégration) は、その「統合教育ユニット」という名称が ULIS (Unités localisées pour l'inclusion scolaire) という「インクルージョン教育のための附置ユニット」というような名称に変更され、その機能が強化された。なお、その名称の中に “inclusion” という言葉が使われているように、教育省のウェブサイト等をみても、これまで “intégration scolaire” と言っていたものが、 “inclusion scolaire” というようになったようである。2011年からは、通常の学校に在籍する児童生徒の補助のため、既にあった AVS-i (個別の統合での学業補助員)、AVS-co (集団での統合での学業補助員) に、2011年より、ASCO (学業アシスタント: 3年契約) が加えられ、その拡充が図られた。また、2014年度から、これまで期限付き雇用であった AVS を一定の条件を満たすことで、この制限を外すこととし、それによって、28,000人がこの恩恵を受けるとされる。

また、同2012年では、障害児教育に携わる教員の数が、この6年で16.2%増加した。2012年からは、AVS-i の数を増やすとともに、複数の児童生徒に個別の指導ができる AVS-M (un auxiliaire de vie scolaire pour l'aide mutualisée) が加わっている (décret n°2012-903 du 23 juillet 2012の規定による)。

また、児童生徒の障害の状況を評価するためのマニュアル (GEVA-Sco) が作られ、関係者に広める措

置が取られている。また、通常学校の教員に対する障害児教育専門養成の新しい仕組みが提供されるようになった（フランス教育省、2013）。さらに、2014年12月11日の政令で、このための学業補助員（assistant d'éducation）の名称が「障害のある児童生徒の帯同者（accompagnant des élèves en situation de handicap）」となった（Décret n° 2014-1484 du 11 décembre 2014）。

権利条約と選択議定書を2010年2月18日に批准している。

5) ドイツ

（1）障害カテゴリー

ドイツは連邦制であり州によって対象とする障害カテゴリーが異なる。しかしながら、学校システムの一貫性のために、推奨される特別学校の種別が規定されている。それらは「盲」、「聾」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱」、「学習困難」、「言語障害」、「行動障害」である（German EURYDICE Unit, 2011, p.230）。

（2）就学基準・手続き

就学年齢になると保護者あるいは法的な後見人が、子どもを基礎学校もしくは、支援学校へ就学させることになる。もし、特別な支援がなければ通常の教育に沿うことができないと判断される時には、学校監督委員会によって特別な支援や学校が決定される。これらの決定は、保護者との相談を経なければならないが、もし、保護者が不服である場合には調停により再審の道を探ることが可能である（German EURYDICE Unit, 2011, p.230）。

（3）近年の動向

NRW 州では2005年に従来の Sonderschule（分離学校）を Förderschule（支援学校）と改編し、これを通常の教育の学校と位置づけた（国立特別支援教育総合研究所、2009, p.47）。2011年には、障害のある高等教育学生16,000名へのアンケート調査が実施されており、例えば「どのような障害が高等教育の就学を難しくしているのか」などについて45%が身体障害、20%がアレルギーやリュウマチや腫瘍、6%がLD、5%が視覚障害等などの結果が報告されている（German National Association for Student Affairs,

2011）。

なお、障害者権利条約と選択議定書を2009年2月14日に批准している。

6) イタリア

（1）障害カテゴリー

対象となる障害カテゴリーは限定されていない。障害の認定や機能診断は、1990年10月15日第295法第1条により、地域保健機関（ASL）で行われる（藤原、2010）。具体的には、国際保健機関（WHO）の国際分類により行われる（European Commission, Organization of the education system in Italy 2009/2010）こととなった。

（2）就学基準・手続き

1977年8月4日第517法で評価方法、進級試験廃止、学校法改定により、障害のある児童生徒に普通学校が開放される。さらに、1992年2月5日基本法第104号によって、障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域の学校に就学することが保障される。その一方で、子どもを障害児として認定するかどうかの判断は保護者の権利として保障されている。保護者の申請のもと地域保健機関（ASL）が子どもの障害を認定し、機能診断書（PDF）を作成する。保護者が、入学申請書と共に、機能診断（PDF）を学校に提出することにより、学校での支援が開始される。

なお、表3にあるように、1,835人の児童生徒が特別学校に在籍しているが、これらの学校は統合教育の法律以前から存在していた学校（European Commission, Organization of the education system in Italy 2009/2010）と説明されている。現在、71校が存在する（European Agency for Development in Special Needs Education, 2012）との記述もある。これらは、旧来の特別学校がその専門性を保持しながら、逆に健常の児童生徒を受け入れる形でインクルーシブな教育を実現しているとの報告もある。

（3）近年の動向

原則としてフルインクルージョンが堅持されている。2009年に教育省から統合教育の改善のために「障害のある児童生徒の学校段階でのインクルージョンに関するガイドライン」が刊行されている。2012年12月21日労働省通達による障害者と同居する親戚支

援の休暇や、2012年12月27日省指導令による特別なニーズのある児童への指導方法と学校インクルージョンへの地域組織などがある。

また、障害児の増加による支援教師採用も増加している。この教育年度から向こう3年で26,674人採用予定（本年度4,447名、2014/2015年度13,342名、2015/2016年度8,895名）。2013年4月17日大臣間協定（学習障害ガイドライン）について保健大臣と教育大臣が学習障害早期発見査定の協定に署名。

なお、障害者権利条約と選択議定書を2009年5月15日に批准している。

7) ノルウェー

（1）障害カテゴリー

特別な教育的支援が必要な子どもとして「読み」、「書き」、「算数」の困難、心理的な問題、関係や行動問題、病気やケガによる基本的技能の問題、さらに障害として、移動障害、視覚障害、聴覚障害、運動障害、言語、発話、コミュニケーションの困難、脳損傷（Norwegian Ministry of Education and Research, 2011）を挙げている。

（2）就学基準・手続き

教育法により、通常教育によって有益な教育を得られない場合は、義務教育年齢における特別な教育を受ける権利が保証されている。その申請を行うのは保護者であり、かつ、特別教育のサービスを受けるためには、保護者の書面による承認が必要とされる。その一方で、その支援の内容は専門家によって決定される。特別教育の支援は、郡の教育事務所が個別に決定するものであり、保護者は不服を申し立てることができる（European Commission, Organization of the education system in Norway 2009/2010, pp.168-169）；（Act of 17 July 1998 no.61 relating to Primary and Secondary Education and Training, 2011）。

（3）近年の動向

ノルウェーの特別な教育の研究と実践は長い間、障害の診断と補償の施策に重点が置かれてきたが、近年は、その内容と構成に重点が置かれるようになった。現在最大の課題は、実践における適応指導である。2007年に教育省が特別教育の効果を評価する委員会を設けて2009年に報告書が出されており、対

応する施策が検討されている（同上、p.168より）。

後期中等教育を中退する生徒が3割に上るという問題に対して、2010年に教育省は「新たな可能性」（Ny Giv）プロジェクト*を提案。2015年までに75%の生徒が後期中等教育を5年以内に修了することを目標とした。この報告書が2012年11月に発表された。このプロジェクトは2013年の秋まで続行される。

なお、障害者権利条約を2007年3月30日に署名したが、批准していない。選択議定書には署名していない（UN enable, 2015/02/26確認）。

* <http://www.regjeringen.no/upload/KD/Kampanjer/NyGiv/NyGiv5.pdf>

8) 韓国

（1）障害カテゴリー

「視覚障害」、「聴覚障害」、「精神遅滞」、「肢体障害」、「情緒・行動障害」、「自閉症障害（これに関連する障害を含む）」、「意思疎通障害」、「学習障害」、「健康障害」、「発達の遅れ」、「その他」が大統領令によって定める障害と規定されている（障害者等に関する特別支援教育法第3章第15条）。

（2）就学基準・手続き

障害者差別禁止法において「教育責任者は、障害者の入学志願及び入学を拒否することはできず、転校を強要できず、『嬰幼兒保育法』による保育施設、『幼兒教育法』及び『初中等教育法』による各級学校は、障害者が当該教育機関に転校することを拒絶してはならない（障害者差別禁止及び権利救済に関する法律 第13条、2007）」とされる。

また、障害者等に関する特別支援教育法第3章第17条では、「教育長又は教育監は、第15条により、特殊教育対象者として選定された者を該当特殊教育運営委員会の審査を経て、次の各号の中の一つに配置し、教育しなければならない。1. 一般学校の一般学級、2. 一般学校の特殊学級、3. 特殊学校」、さらに、「教育長又は教育監は第一項により特殊教育対象者を配置する時には、特殊教育対象者の障害程度・能力・保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならない。」とされる。

（3）近年の動向

『教育科学技術部2010年の主要政策と計画』によれば、障害のある児童生徒のために、義務教育を5歳から高校までの全てに拡大すること。特殊学校と通常学校の特殊学級を800学級に拡大して、さらに、職業学校の10校で障害のある児童生徒の統合職業教育を提供するとしている（Ministry of Education, Science, and Technology, 2010, p.13）。

続く『教育科学技術部2011年の主要政策と計画』によれば、障害のある子どもの義務教育を4歳に引き下げ、職業教育の推進のために、特殊学校の学校ベースの企業（school-based enterprises among special schools）の数を増加させること。障害のある児童生徒の高等教育への進学機会を広げるために、大学のサポートセンターを設置して、設備とスタッフを提供する（Ministry of Education, Science, and Technology, 2011, pp.6-7）としている。

なお、障害者権利条約を2008年12月11日に批准している。選択議定書には署名、批准をしていない（UN enable, 2013確認）。

注：『障害者差別禁止法』並びに『障害者等に関する特別支援教育法』の訳文は、第13回障がい者制度改革推進会議差別禁止部会（平成24年2月10日（金））参考資料3によった。

9) スウェーデン

（1）障害カテゴリー

特別学校（Specialskolan）は「視覚障害と他の障害を併せ有する場合」、「重度の言語障害の場合」、「聾あるいは難聴で学習障害を合わせ有する場合」、「先天性の盲ろう」が対象であり、そのほかに「認知的障害」を対象とする特別プログラム（「養護学校」あるいは「知的障害基礎学校」、「特別ニーズ学校」とも紹介される）がある（European Agency for Development in Special Needs Education, 2011）とされる。知的障害基礎学校は、特別学校に比べて数が多く、2010/2011年のデータでは、特別学校の在籍児童生徒が501人に対して、知的障害基礎学校が12,115人（European Agency for Development in Special Needs Education, 2012）であり、そこでは通常学校にある分離型の特別クラスとしてカウントされている。井上・猪子（2012）によれば基礎学校や高等学校に併

設された特別なユニットとして紹介されている。

（2）就学基準・手続き

学校教育法には、第3条第2項と第3項は、知的障害、ろうや難聴のある場合に、それぞれ「養護学校」と「特別学校」が、入学を許可すべきこと、第4条には、その決定主体が、それぞれの学校の担当部局であり、保護者が関与することが可能であること、第5条で、異議申し立てができることが規定されていた。しかし、2011年から新しい学校教育法（Skollagen2010:800）が施行されていることから、就学の手続きについても確認する必要がある。

（3）近年の動向

2011年7月1日より、上記の新しい学校教育法（Skollagen2010:800）が施行された。なお、障害者権利条約と選択議定書を2008年12月15日に批准している。

10) イギリス

（1）障害カテゴリー

対象となる子どもは、「学習上の困難があり、特別な教育的な手だてを必要とする子ども」である。実施規則（SEN Code of Practice）第7章では、主な困難やニーズとして、「認知・学習面のニーズ：特異な学習困難、中度学習困難、重度学習困難、重度重複の学習困難」；「行動・情緒・社会性の発達面のニーズ：行動、情緒、社会性の困難」、「コミュニケーションや対人関係面のニーズ：言語・コミュニケーションに関わるニーズ」、「自閉症スペクトラム障害」；「感覚・身体面ニーズ：視覚障害、聴覚障害、盲ろう、肢体不自由」；「その他」であり、School Action Plus（2014年9月から SEN サポートの一部に変更された。）の子どもに適用される（DfE, 2001）。

また、特別学校が対象とする障害カテゴリーとしては「視覚障害」、「聴覚障害」、「言語コミュニケーション障害」、「自閉症」、「情緒障害」、「盲ろう」、「肢体不自由」、「中度学習困難」、「重度学習困難」、「重度重複障害」、「特異な学習困難」、「その他の障害」がある。

（2）就学基準・手続き

判定書がある場合とない場合によって、就学の手続きが若干異なる。判定書がある場合は、親の意向

または他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾しない限りは、通常の学校で教育される（Special Educational Needs and Disability Act 2001による1996年教育法の改正）。その場合には、地方教育当局が保護者の意見を聞き取り（特定の公立学校か、私立学校か、特段希望がない等）を行い、それを受けて学校の提案を行い、判定書の学校欄に学校名を記入する。

（３）近年の動向

障害者権利条約を2009年6月8日に、選択議定書を2009年8月7日に批准している。その際、障害者権利条約第24条第2項（a）と（b）について「連合王国は、障害のある子どもが、自己の生活する地域社会の外にある、より適切な教育の提供が可能などこかで教育され得る権利を保持する。ただし、障害のある子どもの親は、その子どもが教育される学校の優先順位を表明する機会を他の親と同様に持つ。」とする留保と、「連合王国政府は、障害のある子どもの親が、障害のある子どものニーズに応ずることのできるメインストリームの学校や職員へのアクセスがより多くできるようなインクルーシブなシステムの開発を継続するものとする。連合王国政府は、連合王国における教育制度一般（general education system）には、メインストリーム学校と特別学校を含むものと理解しており、このことは本条約において許容される。」とする解釈宣言を行い、教育制度一般の中に、特別学校が含まれることを示している（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Declarations and Reservations, UN enable サイト内）。

2011年度に発表された SEN 緑書（Support and aspiration: A new approach to special educational needs and disability - A consultation）に基づき、2012年度より、31の Local Authorities において、地域での連携、判定方法の改編と Education, Health, and Care Plans の導入に関わること、各個人を支援するための資金に関わること、民間団体の活用にかかわること、などについて試行されていた。

これが2014年9月から実施に移されたことで、従来の判定書（statement）を EHC プラン（Education, Health and Care Needs assessment and plans）へ移行し、早期と学齢期にそれぞれ2種類あった通常教育にお

ける4つの支援を1つの SEN サポートにまとめるなど、大きな改革が実施された（DfE & DoH, 2014, DfE, 2014）。

11) アメリカ

（１）障害カテゴリー

個別障害児教育法（The Individuals with Disabilities Education Act, 以下「IDEA」）では「知的障害」、「難聴（聾を含む）」、「言語障害」、「視覚障害（盲を含む）」、「（重篤な）情緒障害」、「肢体不自由（整形外科的障害：orthopedic impairments）」、「自閉症」、「外傷性脳損傷」、「その他の健康障害」、「特異的学習障害」（IDEA Sec.602（3）（A）（i））と「特殊教育と関連サービスを必要とする者」（IDEA Sec.602（3）（A）（ii））、さらに、3歳から9歳あるいは3歳から5歳においては「発達の遅れ」（IDEA Sec. 602（3）（B）（i））とされる。また施行規則（Federal Register, 2006）において「盲ろう」と「重複障害」（IDEA Sec.300.8）が加えられている。

（２）就学基準・手続き

公立や私立の教育機関、その他介護施設にいる障害のある子どもたちを含めて、障害のある子どもたちが、最大限適切であるように、障害のない子どもたちと一緒に教育される。特殊学級、分離による学校教育、またはその他通常教育環境から障害のある子どもたちを引き離す（removal）ことは、追加的な支援やサービス（supplementary aids and services）の利用を通常の学級内で行ったとしても、子どものその障害の性質や程度によって、教育目的を達成しえない場合に限定される（IDEA Sec.612 State Eligibility（5）より）。

さらに、IDEA Sec.614（D）では、保護者の同意について「初期評価への同意」、「サービスへの同意」を規定しており、「サービスへの同意」については保護者の同意無しにサービスを実施しないこと（IDEA Sec.614（D）（ii）（II））としている。

（３）近年の動向

IDEA2004では、懲戒（discipline）の際のサービス、特異的学習障害に対する『介入に対する反応モデル（Response to Intervention（RTI））』の利用と早期介入サービスの拡充、IEP プロセスと評価の改善、州の

モニタリングの強化、教師の専門性の向上と評価、私学における特殊教育、国の教材アクセシビリティの標準（NIMAS: National Instructional Materials Accessibility Standard）への準拠、紛争解決などの適正手続きについて改善が図られた（U.S. Department of Education, 2006）。

アメリカでは“Rosa’s Law”を2010年10月5日にObama大統領が署名した。この法律は、全ての連邦法に記載されている“Mental Retardation”の表現を“Intellectual Disability”へと名称する内容であり、IDEAの障害種別名称も変更となった（U.S. Department of Education, 2012）。

なお、障害者権利条約を2009年7月30日に署名したが、批准していない。選択議定書には署名、批准をしていない（UN enable, 2015/02/26確認）。

V. まとめと今後の課題

本稿では、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカにおける障害のある子どもの教育の最新の情報を概観し、それぞれの国と地域の基本情報、通常の学校教育に関する情報、障害のある子どものための教育についての情報を整理した。また、我が国の障害者権利条約の批准を受けて、本年度から新たに同条約第35条の障害者の権利に関する委員会への報告の各国の状況を把握することとした。

その一方で、欧州特別支援教育機構の新たな枠組みによる欧州各国の特別支援教育データの更新が遅れていたこと、アメリカのIDEA Data Centerのデータには2013年以降の更新データが見当たらなかったことなど、諸外国の最新の統計データを収集することの困難も感じた。例えば、それらの国の主要な研究機関との連携や交流協定の締結などにより、常に最新のデータにアクセスする環境を整備することも重要と思われた。

また、日本における通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合とされる約6.5%

の数値を国際比較の統計にどのように位置づけるかなどを検討することが必要であると思われた。既に、この約6.5%を含めて、日本の特別支援教育の対象者を9.21%とする考え（柘植, 2013）もあるが、本稿の対象国でいえば、例えば、イギリスやアメリカのように支援すべき対象を特定している国とは若干システムが異なるであろう。その一方で、特別支援教育体制推進事業などは、イギリスのSENサポートと比較の可能な支援サービスとして位置づくとも考えられる。今回は、前年度と同じく約6.5%の数値を含まない形で整理を行ったが、これらの枠組みの整理は、大きな課題である。

引用文献

- Australian Government (2005). Disability Standards for Education 2005.
<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2005L00767>（アクセス日, 2015-02-26）
- 中華人民共和国教育部（2013.9）. 各级各类学历教育学生情况.
<http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7567/201309/156896.html>（アクセス日, 2015-02-26）
- 中華人民共和国教育部（2014.12）. 各级各类学历教育学生情况.
<http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s8493/201412/181580.html>（アクセス日, 2015-02-26）
- 中華人民共和国教育部（2013.8）. 特殊教育基本情况.
<http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7567/201308/156428.html>（アクセス日, 2015-02-26）
- 中華人民共和国教育部（2014.9）. 特殊教育基本情况.
<http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s8493/201412/181979.html>（アクセス日, 2015-02-26）
- DfE (2012). Support and aspiration: A new approach to special educational needs and disability.
- DfE (2001). SEN Code of Practice, Ref: DfES/581/2001.
- DfE (2012a). Schools, Pupils and their Characteristics,

- January 2012, Statistical First Release.
<https://www.gov.uk/government/statistics/schools-pup-ils-and-their-characteristics-january-2012> (アクセス日, 2015-02-26)
- DfE (2012b). Special Educational Needs in England, January 2012, Statistical First Release.
<https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2012> (アクセス日, 2015-02-26)
- DfE (2014). Special educational needs and disability, A guide for parents and carers, August 2014.
- DfE & DoH (2014). Special educational needs and disability code of practice: 0 to 25 years, Statutory guidance for organisations who work with and support children and young people with special educational needs and disabilities. July 2014.
- European Agency for Development in Special Needs Education (2011). Country information: SNE data - Sweden.
<https://www.european-agency.org/country-information> (アクセス日, 2015-02-26)
- European Agency for Development in Special Needs Education (2012). Country information: SNE data.
<https://www.european-agency.org/country-information> (アクセス日, 2015-02-26)
- European Commission. Organization of the education system in Finland 2009/2010, Eurydice. European Commission. Organization of the education system in Italy 2009/2010, Eurydice.
- European Commission. Organization of the education system in Norway 2009/2010, Eurydice.
- Federal Register (2006). Monday, August 14, 2006: Rules and Regulations: Assistance to States for the Education of Children With Disabilities and Preschool Grants for Children With Disabilities.
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2006-08-14/pdf/06-6656.pdf> (アクセス日, 2015-02-26)
- 藤原紀子 (2010). イタリアにおけるインクルージョンの変遷と1992年104法. 世界の特別支援教育, 24, 67-77.
- フランス教育省 (2014). Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherché [RERS 2014].
<http://www.education.gouv.fr/cid57096/reperes-et-references-statistiques.html> (アクセス日, 2015-02-26)
- フランス教育省 (2013). La scolarisation des élèves handicaps.
<http://www.education.gouv.fr/cid207/la-scolarisation-des-eleves-handicapes.html> (アクセス日, 2015-02-26)
- German EURYDICE Unit (2011). The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011.
http://www.kmk.org/fileadmin/doc/Dokumentation/Bildungswesen_en_pdfs/dossier_en_ebook.pdf (アクセス日, 2015-02-26)
- German National Association for Student Affairs (2011). Studying with impairments in Germany: A 2011 survey of the situation for students with a disability or chronic illness.
http://www.best-umfrage.de/PDF/english_summary.pdf (アクセス日, 2015-02-26)
- IDEA Data Center (2013). <https://www.ideadata.org/> (アクセス日, 2015-02-26)
- 井上昌士・猪子秀太郎 (2012). スウェーデンにおける知的障害や発達障害のある人の学びの場. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 1, 49-53.
- 韓国教育科学技術部 (2012). 特殊教育年次報告書. 国立特別支援教育総合研究所 (2009). 専門研究A障害のある子どもの教育制度の国際比較に関する基礎的研究: 我が国の現状と今後の方向性を踏まえて (平成20年度) 研究成果報告書.
- Ministry of Education, Science, and Technology (2010). Major policies and Programs for 2010.
<http://english.mest.go.kr/web/40724/en/board/enlist.do?bbsId=276> (アクセス日, 2015-02-26)
- Ministry of Education, Science, and Technology (2011). Major policies and Plans for 2011.
<http://english.mest.go.kr/web/40724/en/board/enlist.do?bbsId=276> (アクセス日, 2015-02-26)
- 文部科学省 (2013). 諸外国の教育動向2012年度版. 文部科学省 (2014). 「諸外国の教育統計」平成 26 (2014) 年版.
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikok

- [u/index.htm](#) (アクセス日, 2015-02-26)
- National Institute of Special Needs Education (2010). JSEAP: Journal of Special Education in the Asia Pacific, Vol.6 December 2010.
- Norwegian Ministry of Education and Research (2011). Learning together. Meld. St. 18 (2010-2011) Report to the Storting (white paper) Summary.
- NSW Department of Education and Communities (2013). Special education classes and provisions. <https://www.det.nsw.edu.au/media/downloads/about-us/statistics-and-research/key-statistics-and-reports/special-ed.pdf> (アクセス日, 2015-02-26)
- OECD (2000). Special Needs Education - Statistics and Indicators.
- OECD (2004). Equity in Education – Students with Disabilities, Learning Difficulties and Disadvantages. (邦訳: 経済協力開発機構 (2007). 教育における公平性: 心身障害, 学習困難, 社会的不利を抱える生徒たち. 弓削俊彦 (訳). 技術経済研究所.)
- OECD (2005). Students with Disabilities, Learning Difficulties and Disadvantages – Statistics and Indicators.
- 障害者の権利に関する委員会 (2009). Guidelines on treaty-specific document to be submitted by states parties under article 35, paragraph 1, of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Committee on the Rights of Persons with Disabilities, CRPD, United Nations.
- 障害者の権利に関する委員会 (n.d.), State parties reports, CRPD, Office of the High Commissioner for Human Rights Web site <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/CRPDIndex.aspx> (アクセス日, 2015-02-26)
- Statistics Finland (2013). Special Education. http://www.stat.fi/til/erop/index_en.html (アクセス日, 2015-02-26)
- The World Bank. Data. <http://data.worldbank.org/> (アクセス日, 2015-02-26)
- 栢植雅義 (2013). 特別支援教育. 中公新書, p.25.
- U.S. Department of Education (2006). IDEA 2004 Part B Regulations: Critical Issues. http://idea.ed.gov/object/fileDownload/model/Presentation/field/PresentationFile/primary_key/13 (アクセス日, 2015-02-26)
- U.S. Department of Education (2012). Digest of Education Statistics 2011. <http://nces.ed.gov/pubsearch/pubsinfo.asp?pubid=2012001> (アクセス日, 2015-02-26)
- UNESCO Institute for Statistics. Data Centre. <http://www.uis.unesco.org/DataCentre/Pages/regions.aspx> (アクセス日, 2015-02-26)
- UNESCO Institute for Statistics. Education. <http://www.uis.unesco.org/DataCentre/Pages/regions.aspx> (アクセス日, 2015-02-26)
- United Nations. UN enable. <http://www.un.org/disabilities/> (アクセス日, 2015-02-26)
- United Nations. UN Statistics Division. <http://unstats.un.org/unsd/default.htm> (アクセス日, 2015-02-26)

参考文献

- 企画部国際調査担当・国別調査班 (2014). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 3, 70-84.
- 企画部国際調査担当・国別調査班 (2013). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 2, 33-47.
- 企画部国際調査担当・国別調査班 (2012). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 1, 30-42.
- 企画部国際比較・国際比較研究対応チーム (2006). 障害のある子どもの就学手続きに関する国際比較: 国連障害者の権利条約検討の動向に関連して. 世界の特殊教育, 20, 55-66.

平成26年度の国別調査班のメンバーは以下のとおりである (◎は班のリーダー, ○は副リーダー)。

アメリカ班: ◎日下奈緒美, ○西村崇宏, 土井幸輝, 梅田真理, 金森克浩

諸外国の状況調査

イギリス班：◎横尾俊，○小澤至賢，佐藤肇

イタリア班：◎武富博文，○伊藤由美，徳永亜希雄，
笹森洋樹

ドイツ班：◎庄司美千代，○久保山茂樹，森山貴史

フランス班：◎新谷洋介，○金子健，石坂務

オーストラリア班：◎松見和樹，○柳澤亜希子，岡
本邦広，海津亜希子

アジア班（中国・韓国）：◎大崎博史，長沼俊夫，
○牧野泰美，田中良広

北欧班（ノルウェー・フィンランド・スウェーデン）：
◎涌井恵，○小松幸恵，玉木宗久，神山努

注：イギリス，イタリア，ノルウェー、韓国，ドイツについては，外国調査研究協力員（渡邊愛理氏，藤原紀子氏，真弓美果氏，Kim Hyun Jeong 氏，Christina Sebald 氏）に協力を依頼している。なお，企画部国際調査・交流担当（新平鎮博，棟方哲弥，齊藤由美子，石坂務，神山努）が本稿の執筆を行った。